

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第59回 議事録

1 日時：平成23年4月26日（火）16：15～17：30

2 場所：霞ヶ関ビル35階 東海大学校友会館 富士の間

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、雨宮 俊武、井川 泉、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、伊能 美和子、植井 理行、襟川 恵子、華頂 尚隆、河村 真紀子、佐藤 信彦、椎名 和夫、関 祥行、高橋 伸子、田胡 修一、田辺 俊行、田村 和人、長田 三紀、西谷 清、福田 俊男、堀 義貴、三尾 美枝子

（以上24名）

（2）オブザーバー

池田 正好（日本音楽著作権協会）、大塚 隆広（テレビ朝日）、土屋 円（日本放送協会）、平井 淳生（経済産業省）、元橋 圭哉（日本放送協会）、山中 弘美（文化庁）、和知 隆寿（テレビ朝日）

（3）事務局

新井情報通信作品振興課長

（4）総務省

原政策統括官、田中放送技術課長、今川地上放送課企画官、松本情報流通作品振興課課長補佐

4 議事

（1）新コンテンツ権利保護方式の進捗状況について

（2）その他

【村井主査】 それでは、ただいまから情報通信審議会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」第59回の会合を開催いたします。委員の皆さま、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日ご欠席された委員、また出席していただいているオブザーバーの方につきましては、席上に配付されている資料をご参照ください。

本委員会は、昨年12月に第58回の会合が開催されました。その後、東日本大震災があり、4カ月ぶりの開催となります。東日本大震災で被災をされた方、また関係された方に心からお見舞いを申し上げます。皆様もいろいろな役割を担い、大変なときを過ごしていらっしゃるのではないかと思います。そういった中、本日お集まりいただきまして、大変感謝しております。

今までの経緯と趣旨ならびに12月以降の進捗状況について簡単にご説明をさせていただきます。地上デジタル放送の新しいコンテンツ保護方式ということで、平成21年7月、第6次中間答申に沿って、NHK及び民放連「新コンテンツ権利保護方式推進委員会」にて検討を進めていただいたと伺っております。

昨年12月の第58回会合で、NHK及び民放連の推進委員会から新方式の検討に関する進捗状況をヒアリング並びに審議をしていただき、その第58回会合の結果として、STDとTRという技術及び契約の方向性が第6次中間答申に沿ったものであったということ、ヒアリングの結果として構成員の合意を得ることができました。

その中で、この新方式にはライセンス発行・管理機関があり、これも前回のヒアリングの際に資料の中ではご説明いただきましたが十分に議論ができなかったため、後日改めて議論することとして、放送事業者の方たちには引き続き検討を進めていくというところで第58回の会合を終え、ライセンス発行・管理機関に関してはさらなる議論の場を用意していただくということになっておりました。

その後、昨年12月以降、放送事業者等の関係者の方々に鋭意取り組んでいただき、いろいろなことを進めていただきました。その中で、STDに関しては3月28日に改定案が正式に承認をされたと伺っております。また、TRに関しましても震災の影響で若干プロセスは遅れておりますが内容はほぼ固まり、承認を待つばかりということになっていると伺っております。したがって、このSTD、TRに関しましては、前回のここでの会合の意向どおりに進んでいるとお考えいただければと思います。

したがって、技術的なスペックといいますか、方針が決まっているということでございますので、前回の会合で積み残しということにされているライセンス発行・管理機関を中心として、放送事業者による検討事項のヒアリングを実施し、皆さんに議論をしていただくというのが本日の目的ということになるかと思います。

それでは、まず事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【松本コンテンツ振興課課長補佐】 本日の配付資料につきましては、座席表、議事次第のほかに、説明いただきます資料1並びに参考資料1及び2の計3点を配付しております。過不足等ございましたら、お申しつけください。

あわせて、前回指摘がございました議事録につきまして、2点ほどご報告でございます。昨年12月14日の前回会合の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただきまして、主査のご了解をいただきまして、総務省ホームページにて既に公開しているところがございます。

本委員会の過去の議事録につきましては、その一部が総務省ホームページ上に掲載されていない旨、前回会合におきまして委員の方からご指摘がございました。その事実関係につきまして事務局で確認したところ、手違いで、さようのとおりであったということでございました。

その後、事務局で作業いたしまして、総務省ホームページに未確認であった議事録につきましても、前回会合の議事録とあわせて昨年12月22日に既に掲載しております。既に関覧に供されているところがございますので、これらにつきましては委員の皆様既にメールにてご報告差し上げているところがございますが、この場を借りまして、改めてご報告いたします。

以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。前回までの議事録の情報公開ということに関してのご報告もいただきました。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、ライセンス発行・管理機関について、新コンテンツ権利保護方式推進委員会の大塚共同委員長、それから和知運用ワーキンググループ主査にお越しいただいておりますので、ご説明をお願いいたします。

【大塚オブザーバー】 新コンテンツ権利保護方式推進委員会の共同委員長を務めますテレビ朝日の大塚でございます。本日、ちょっと声の調子が悪いもので、ちょっとお聞き苦しく申しわけございません。

村井先生から経緯についてはご説明がありましたので、くどくどとは申し上げません。本日は、ライセンス発行・管理機関の設立案についてご審議をお願いするものでございます。詳細につきましては、運用ワーキングの和知主査のほうからご説明をさせていただきます。

では、よろしくお願いいたします。

【和知オブザーバー】 テレビ朝日の和知と申します。私のほうから資料に沿って説明をさせていただきます。

お手元の資料ですが、1枚めくっていただきまして、ライセンス発行・管理機関の概要を簡単にまとめておりますので、資料に沿って説明させていただきます。

まず、ライセンス発行・管理機関の設立の目的ということなのですが、ここに書いてありますとおり、地デジのコンテンツ権利保護のための新方式の運用・管理を通じて、多様化するデジタル受信機ニーズに的確に対応するというのを目的としております。

簡単に言いますと、目的でこの法人の役割を明確にして、新方式の運用・管理のみに業務目的は限定する、それ以外については行うつもりはないと。それから、対象については地デジのみということで、BS、CSは対象外としております。

それから、地デジのRMPは、この新方式が導入されますと、現行のB-CAS方式と新方式の併用となりますが、どちらを選択するかについてはライセンス機関が強制するというものではなくて、メーカーの皆さん方がそれぞれの受信機の目的、仕様に応じてどちらでも選択していただければいいと我々のほうは考えておりまして、そういう提供の仕方を前提にしております。

次のページですが、組織体制、法人格としましては、一般社団法人の新設ということで検討しております。名称については現在検討中ですが、できるだけわかりやすいものというふうに考えております。それから、組織については一般社団法人の法律で一定の要件が定まっておりますので、当然、社員総会、理事会、必要な機関は法定どおりにつくる。それから、組織の運用については、運営委員会といったいろんな下部機関を置きまして、ここで実質的な審議、それから調整を行いたいと考えております。その下に事務局を置く、一般的な法人形態に倣っております。

事業所につきましては、東京都内を想定しておりまして、できるだけ交通の便のよろしいところということを考えております。

4ページですが、具体的に組織体制、人員構成ということですが、まず会員としましては、最終的には全テレビ放送事業者、それから関係する皆さん方にお入りいただきたいということはあるんですが、例えば、NHKと民放テレビ全社となりますと128社となります。この全社を参画していただくためには、いろんな準備、それから手続に相当の時間を要する。このライセンス発行・管理機関の設立を早期に行うためには、できるだけ手続

を簡素化してということもありますので、当面は現在新方式の推進委員会を構成しているメンバー、NHKと在京民放の5社がまず会員となりまして、その6社のもとで暫定期間中に必要な準備、検討作業を進めて、今年の秋ごろには改めて会員の募集を行いたいと考えております。

当然、理事、監事についても、そのメンバーの中から選定するということを考えております。

運営委員会、評議委員会というものも、この機関を機能的に行うために設置する予定になっておりますが、5ページをごらんいただきたいと思います。どういう役割かということですが、社員総会、理事会については、先ほど説明しましたとおり、一般社団法人の設立、組織運営、管理といったものについては法定事項で厳格に定められておりますので、それに沿った形でいろんな権限とか権利義務関係をしていただくということになります。

運営委員会については理事会の諮問に応じて、重要事項について審議し、提言を行うということで、技術方式の利用に関する事項とか、万が一秘密情報が漏えいした、それから不正受信機が出回ったといった場合について、検証作業、その対策といった事項、それから、ライセンス契約に基づき、不正な行為等があった場合の損害賠償の徴収の仕方、配分の仕方、その存否についてもここで調査するということ。

それから、当然、この機関がいろいろと業務を行うためには、各種契約、それから覚書のような、そういったものが必要になってまいりますので、それに関する事項、それから当然、法人としての予算・決算といった事項について、理事会のもとでその必要な事務作業、それから調整作業を行うということを目的にしております。

もう1つ、3ページのところに、少し斜がかかったところで社員総会、理事会、運営委員会と縦のラインのわきに白抜きで評議委員会ということで、このライセンス機関の1つの目玉というか、1つの大きな役割をこの評議委員会にお任せしたい、委ねたいと考えておりまして、ちょっと資料が飛んで申しわけないんですが、9ページをごらんいただきたいんですが、ここに中間答申の抜粋がありまして、右の下のほうに契約の①というところがありまして、このライセンス機関については、基幹放送にかかる公共的な業務にかかわることにかんがみ、組織・運営上の透明性が確保されることが重要であり、独禁法等関係諸法令の遵守や非営利性の確保等に配慮した運営が必要ということで、これをどうやって担保するかということで我々いろいろと悩んで、検討して、こういった評議委員会という中立第三者的な組織が必要ではないかということで、評議委員会を設けたらどうかという

ふうにご考慮しております。

役割としましては、理事会または次の事項に関する決定または議決を行うとするときは評議委員会に諮問しなければならないということで、恣意的な判断とか決定が行われないように、第三者の有識者の皆さん方のご意見も聞きながら判断を下すということで、具体的にどのようなものを対象にして諮問するのかということについては、3つほど考えております。

まず、ライセンス発行・管理機関の公共性、非営利性を担保するために必要な事項、例えば定款を変更するとか、そういった組織体制を見直すといったときには、ご意見を伺う。それから、万が一法人でコンプライアンス違反が発生した際の調査、再発防止、処分に関する事項、これは関係者だけでこういったことをやりますと、どうしても、言葉は悪いんですが、お手盛りとか追及が甘くなるということもありますので、ここについては第三者の目で中立・公正な扱いをしていただける可能性はあるのかなというふうにご考慮しております。

それから3番目としまして、ライセンス機関とメーカーの皆さんとの間でライセンス契約を締結する、そのライセンス契約については、昨年12月にその骨子案ということで説明いたしました。一定の条件をクリアすればライセンス契約を締結して、鍵情報、秘密情報をメーカーの皆さんに提供して、受信機を設計・開発・販売していただくということになるんですが、一定の条件を満たさないということで、仮にライセンス契約を拒否するといった場合について、それが正当な事由に当たるかどうかということについては、拒否する場合の決定とか判断を下す前に、ご意見を伺うということもあり得るのかなということをご想定しております。

具体的な評議委員会の役割、どういう位置づけにするかということについては今後さらに詰めていきたいと思っておりますが、方向としては今のような役割・機能を担っていただければというふうにご考慮しております。

次の6ページですが、この事業計画の概要について簡単にまとめております。これは先ほどの目的に準じまして、それを達成するために必要な鍵情報のライセンス発行、鍵情報の管理・更新、データベースの運用。それから、先ほど説明しましたとおり、万が一秘密情報が漏えいした、不正受信機が出回ったといった場合の調査、検証、対策、それと、この方式についての周知・広報、それから付帯する業務といったもので、目的とそれから事業について一致した、それから目的外のことについては基本的にやらないということをご前

提にしております。

7ページですが、このライセンス発行・管理機関の位置づけ、放送事業者と受信機メーカーとの関係ということがありますので、このライセンス機関がどういう位置づけになるかというのを簡単に図にしたものでございます。

参考資料としまして、9ページをもう一度ごらんいただきたいんですが、基本的な考え方の左下のほうに技術とありまして、ここに新方式の前提条件として技術的な要件が掲げられております。この中で③、K_s、K_w、K_mの3重鍵方式を採用する。それから④として、既に市場に投入されている、この時点では5,000万、既に1億台を超えておりますが、B-CASの受信機との互換性を確保するために、現行のK_sを利用する方式であること、それからB-CAS方式とは独立した方式であることといった要件がありますので、これに沿った形でライセンス機関と現行のB-CASの鍵管理システムを管理している今のB-CAS社との間でK_sスクランブル鍵だけは共有し、それ以外のK_w、K_dの3重鍵方式をこのライセンス発行機関が生成して、発行するという役割を担うことになります。

それを放送事業者に3重鍵方式の新方式の鍵情報を放送波に乗せて、それをライセンス契約で締結した受信機メーカーの皆さんにその鍵情報を解く受信機をつくっていただいて、視聴可能にするということ、一連の流れが完成するということになります。

8ページですが、この事業計画で収支計画導入時期ということで簡単にまとめておりますが、主な収入としましては、法人の会費収入、運営経費の負担のあり方については要検討と考えておりますが、基本的には会員の会費、それから分担金のような経費で賄おうと考えております。それから、ライセンス契約の事務手数料、これについては契約の実費相当にかかる経費は契約時点で徴収するというふうに考えております。

それから、受信機的设计・開発のために受信機動作確認テストといった場合、これについての費用についても実費相当、テストストリームを提供するというのも必要となれば、その開発・運用にかかった経費についても徴収するという事で、これは受益者負担という考えのもとに関係者で応分の費用を負担していただくという考えに基づいております。

それから、下のほうに書いてありますが、ライセンス契約に基づく方式利用の許諾料といった、そういった対価については一切徴収する考えはございません。

それから、費用ということですが、先ほどもちょっと説明しましたが、法人の当面の運営経費については、当面は在京6社で負担するという事で、システム構築に必要となる

費用とか、そういったものについては今後、新法人で新たな会員を募集した段階で、どのような費用負担のあり方が望ましいかということについては別途検討したいと考えております。

導入目標時期でございますが、一昨年の中間答申では平成23年4月に導入開始の目標ということで掲げられていたんですが、検討作業の遅れにより、今年の7月に導入開始というのは不可能ということもあります。ただし、前回の委員会でも説明しましたとおり、メーカーの皆様方も多様な受信機、特にスマートフォンとかタブレット型の受信機、それからカーナビとかパソコンなど新方式を搭載する具体的なニーズに基づくものが我々のヒアリングの結果でも相当あると考えておりますので、そういったものにできるだけ合わせたいということもあまして、当初の目標時期から1年程度おくれてしまうんですが、来年の7月以内をめどにこの導入を進めていきたいと考えております。

私のほうの説明は以上ですが、もし何かご質問とか不明な点がありましたら、お答えさせていただきます。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、今、ライセンス発行・管理機関の進捗状況ということでご説明していただきましたので、皆さんと意見交換をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

【田胡委員】 導入目標時期に1年以内をめどと書いてありますが、これは全国津々浦々の導入が1年以内という理解でよろしゅうございましょうか。

【大塚オブザーバー】 スケジュールにつきましては、ライセンス発行・管理機関、この中で一番開発期間が長いと想定されますのが、鍵管理システムの開発でございます。それと放送局側の中で開発が最も時間を要するのは、新方式の開発と導入。あと受信機メーカーさんの開発期間、この3項目が大変足の長い項目であるということでございます。

その中で、私どもでできる限りこの3つの項目の作業について検討いたしました。ただ、相手様がある作業でございます。現在、私どもが希望的な工程を引いた中で、1年以内をめどに導入を開始できる。全国ということになりますと、放送局の設備改修のスケジュールが、NHKさんを含めると127の倍ぐらい、250局ぐらい出てきますので、この作業工程についてまだ詳細に出ておりませんので、そういった点を勘案しなければならないということで、導入の開始が可能になる、導入できる時期が7月をめどに今作業を進めさせていただいているというところでございます。

これはあくまでも現在の想定スケジュールでございますので、まだ設備メーカーさん、

あるいは鍵管理システムの開発メーカーさん、このお二方とのご相談の上、具体的な期日が出てくるという認識でございます。

以上でございます。

【村井主査】 そのほか、いかがでしょうか。

【河村委員】 ちょっと質問したいんですけども、これは地上デジタル放送がする範囲になっているということは、確認のために質問なんですが、普通の家庭のお茶の間のために買うようなテレビには今後もずっとB-CASカードが必要であるということで間違いないですか。

【和知オブザーバー】 我々もいろいろと検討してきましたが、既にB-CASカードは1億以上発行されており、これについては我々としてもそのフォローします。

今後については、まずは地デジを対象にし、BS、CSを含む3波共用については、そこまでまとめようとする、なかなか時間もないし、それから、そこまで十分我々としてもニーズを把握できていないということもありますので、とりあえず関係者の合意が得やすい地デジのみということで出発いたしました。

それについては今後の状況を見ながら、その都度判断していくと思っておりますが、当面は3波共用についてはB-CASカードはそのまま運用する、地デジについてはB-CASカードと今回の新方式を併存して、サイマルクリプトで運用していくということで今は一応判断しております。

【河村委員】 もともと私は、3波共用を強制される筋合いはないという意見をずっとしてしまして、お茶の間で使うようなある程度大きいテレビでも全部3波共用じゃなくてもいいんじゃないかと何年も前から言っていましたが、ただ少なくとも、地上波と無料のBS放送に関しては、NHKもBSをやっていますけれども、そういう放送に関してはごく普通の茶の間のテレビには標準の求められる仕様かなと。CSとか、そういうものはもともとそれほど全員が必要なものではないわけですね。

そうなってくると、消費者の感覚からいえば、地上波と無料のBSに関しては、今までのB-CASカードを使わなくてもつくれるような仕様であれば、とてもすっきりした新しいテレビの形として、競争という意味においてもよかったかなと思いますが、結局のところB-CASカードも必要で、新しい方式も採用する場合は必要というのは、むしろ両方の仕様を採用するほうがかえってコストがかかりそうな、素人考えでも感じまして、残念だなと思っております。

【村井主査】 つまり、今の河村さんのご質問は、BSの無料放送がある部分について、地上波と同じような技術で解決することはできなかったのかということですか。

【河村委員】 ええ。そうすると、そういう仕様のテレビってすごくニーズがあると思うんです。もともと全部3波共用じゃなくてよくて、無料のBSと地上波が一緒になったテレビで、有料放送が見れなくてもいいというテレビ、私だったらそれを買います。

【村井主査】 なるほど。ここで議論していたのは地上放送の話ではありましたが、BSと地上放送のいわば共用の受信機というのは広く普及していて、その中で無料放送というのもBSの中には存在しており、そういった放送形式と費用負担といった問題かと思えます。

これは放送事業者の方、どなたかお答えいただいてよろしいですか。

【和知オブザーバー】 先ほど新方式に対するニーズについてメーカーの何社かにいろいろとお話をお聞きしたといったときに、モバイル系の端末、フルセグ携帯、スマートフォン、タブレット型、カーナビ、こういったものが新方式のニーズに非常にマッチしているということで、我々もまず放送事業者内、それからメーカーの皆さん方と一番調整がつきやすい点について、ここだったらアンドがとれるのかなということで、地上波をターゲットに進めてきました。

先ほどのモバイル型の受信機で、BSを受信するというのは、アンテナの機能を考えると、それは相当ハードルは高いので、そこは技術的には難しいところがあると考えておりますので、地上と無料のBS、同じ無料放送ではないかということとはご指摘としては承っておりますが、我々は今までとりあえず地上波を前提に検討を進めて、そこからまだ地上も固まっていないときにBSまで広げるといことになると、時間的な余裕もない、それから全体の関係者が増えて調整に時間がかかるということもあるので、まずは地上波で進めさせていただければと考えております。

【村井主査】 よろしいですか。河村さんお願いします。

【河村委員】 感想ですけれども、今のお答えは何となく理にかなっているようでもありますが、私が聞いていると、結局、お茶の間のために買うようなテレビと、モバイル系のテレビとの棲み分けといいますか、きれいにこっちはB-CASで、こっちはB-CAS以外でとやっているような気がしました。以上です。

【福田委員】 私がご説明するのが適切かどうかわかりませんが、BS放送のほうが先行して放送が始まっています。そういう意味で、ようやくBSも10年を迎えて、地デジ

のほうは少し後から始まっています、放送そのものは。地デジが始まったのは2003年の12月1日であります。B-CASカードを使って、こうした権利保護をやらざるを得なかったというのが実情であって、我々がある意味では先行しているB-CASカードをお借りして権利保護を行ってきたという経緯があって、これは2004年4月ということになります。

今、和知さんのご説明にありましたように、既に相当数出回っているということもありますので、この問題があるということが1つ。

それから、小さいものという表現がありましたけれども、お茶の間における固定型の地上のみのテレビというのも普及しておりますので、これについては当然ながら選択肢はありますけれども、放送事業者としてはおそらくこちらのほうも採用していただけるだろうという理解をしております。

ただし、今ご説明にありましたけれども、無料BSと地上放送という切り分け、あるいはそれ以外の有料のBSとCSという切り分けはなかなか難しいというところもありますので、現状においてはB-CASカードと新しい方式の棲み分けで始まり、やがて機会が来れば、使い勝手がいいということがあるし、あるいは無料のBS放送というのがそのまま無料でいくということがあるのであれば、選択肢としてこうした方式もあるということになるのではないかと思います。

実は、無料のBS放送の方々が未来永劫無料なのかどうかということについて、私どもはちょっとわかりませんので、そこにおいては将来的に彼らのほうが経営の選択として有料化をするという選択があるのかもしれない。したがって、当面においては地上に限って準備をするというのが今回の命題でありますので、それに沿った結果ということと理解していただければよろしいかと思います。

【村井主査】 よろしいでしょうか。そのほか、何かございますか。どうぞ。

【高橋委員】 ありがとうございます。

非常に長い道のりで、またこういうことを申し上げなきゃいけないことが大変残念なんです。一昨年の暮れまでにこの場が開けていれば、もう少し気持ちよく参加できたんですけども、賞味期限切れといいますか、気の抜けたビールなのか、コーラなのかという気持ちでここに座っています。国民に対してお約束が守れなかったということに対しては、やっぱり関係者全員が反省すべきだと思っております。

それで、しつこいようですけれども、参考資料にあります平成21年の中間答申の10

ページ目に、3つの選択肢に関する検討経緯で、今後の進め方にかかるものという③という項目があります。そこで我々が確認したことというのは、迅速に進めていただくこと、透明性を確保していただくこと、何よりも消費者利益にかなうようにしていただきたいということだったと思います。まず迅速性でつまづいてしまっているわけなんですけど、私は次の透明性ということに関しても、先ほどのご説明には納得ができていない点がございませぬ。

ご説明いただきました資料1の4ページ目のところに、組織・体制というものがございませぬ。これの前提として、答申のほうで「基幹放送にかかる公共的な業務にかかわることにかんがみ、組織・運営上の透明性が確保されることが重要であり」云々と、これを受けておつくりになったということなんですけれども、公共性のあるものを取り扱う機関として、例えば理事のところ、「設立当初は」と書いておられるので、何かお考えがございませぬのかもしれませんが、NHK及び在京民放5社から選任予定ということなんです。一般的にはここに公益理事が入るとというのが体制として望ましいと思っております。

それから監事なんですけど、これは非常に重い役目だと思うんですけど、ただ、こういう組織の場合、非常に重い役目なのに、そうじゃなくなってしまうという現実もございませぬ。私は民間企業の監査役とか国の機関の監査役も務めておりますけれども、それと比べてやはり甘くなることを非常に懸念しております。特に「民放連からの推薦者を想定」というところに私は疑義を感じました。

それから評議委員会なんですけど、これは特に重要なお役目としてこういうものを設置するということなんです。「数名程度選任」ということなんですけど、候補者に関しては、評議委員会の位置づけも含め、役割も考慮し、要検討ということで、今日、何らの明確な要件を示していただけていないので、これを承認せよと言われると、私は甚だ不満であると申し上げます。

【村井主査】 どうぞ。

【和知オブザーバー】 ライセンス機関については、我々新方式の委員会、NHKと在京民放5社、あと民放連が入って検討を進めていたんですけど、この検討についてはライセンス機関、この委員会に基本的な方向についてもご了承を得てということになりますので、委員会に諮らずにどんどん前に進んでいいのかという、そういったジレンマもありながら、ここまで検討してまいりました。

一定の方向性については一度この場で報告して、この方向で進めていいということがあ

って初めて、いろんな人選のほうに入れるのかなと思っております。

ここで承認いただけないうちに、我々のほうで勝手に人選を進めて、ある人から内諾をいただいたということになってしまうと、かえってまずいということもありますので、こちらで承認いただいた後で具体的な人選とか、諸規定を定めてといこうと考えております。

【高橋委員】 ご説明ありがとうございます。ただ、それですと、1番目の要件である迅速性というところに触れてくるわけで、またここでお墨つきをもらったみたいな形にされるのも、我々の役割としてはあまり望ましくないなと思っております。責任を持って取り組んでくださることを期待していたわけなんですけど、失礼な言い方をすれば、何か放送村の常識を押しつけられているような気がいたします。

以上、感想です。

【村井主査】 どうぞ。

【和知オブザーバー】 これからの会員を募集するときはどういう方々に入っていただくかという会員資格の問題、それから理事、監事、評議委員会のメンバー、有識者の先生ということなんですが、どういう方にするかということについては、今後いろいろご意見を伺いながら、また今日のお話も聞きながら、しっかりとやっていきたいと思っておりますが、お墨つきをいただくというよりも、当然、我々放送事業者、この法人を金銭面含めていろんな業務面でもバックアップするということで責任は負いますので、そこは一定の責任それから義務を負うという覚悟でこれをつくろうと考えております。その際に、先ほど評議委員会のところで説明しましたが、我々が独善的に、また恣意的に運営する、それから決定するということがないように、部外の皆さん、特に有識者、中立的な意見をお持ちの方にはどういう形で参画していただくのがいいのかということについては、十分今後検討してまいります。ということよろしいでしょうか。

【村井主査】 あまり高橋さんに何度もお話いただいても申しわけないので確認させて頂きますが、基本的には、5ページに書かれている組織・体制というのは、評議委員会がどういう意思決定をできるのかということであり、理事会・評議委員会・運営委員会がそれぞれ何をするのか、社員総会で何をするのか書かれていると思います。この意思決定の在り方を決めるというのがガバナンスですよ。

したがって、その中に本委員会が出てくるわけではないので、つまり組織としての自律的なガバナンスをきちんと守るためには、やはりここの意思決定が守られるということがとても重要だと思います。今日、本委員会でお認めいただくということが、こういっ

たガバナンスについてだとすれば、この評議委員会の人選であるとか、あるいは監事の人選が必ず透明に進められるということが前提になって、このガバナンスが実施されるということだと思えます。基本的にはガバナンスというのはルールなので、悪いことをする人はいないとか、全員がいいことをする気持ちでやっているとか、そういうことを言ってもそこはガバナンスでの決定事項が守られることで担保しています。ここでお認めいただくためには、その組織の中での構造として、評議委員会の人選や監事の人選については、それなりの透明性を持って進めていただくということになるのではないかと思います、そのような案だと理解してよろしいのですよね。

【和知オブザーバー】 はい。

【村井主査】 さて、そのほかに何かご意見ありますでしょうか。どうぞ。

【長田委員】 今、村井先生に整理していただいたわけですがけれども、高橋さんのご発言に加えれば、1つ、私、いわゆるモバイルコンテンツの第三者機関の一般社団法人の理事をしていますけれども、そこは会員からは一切理事が出ない形というのがあります。第三者性を保っていくというためには、完全に会員と切り離れた形で理事を選ぶという、そういう組織もあるということ。

それから、会員総会で何が決められるのか、理事会で何が決められるのかとか、評議委員会の位置をどういうふうに定款で書かれているのかというところが結局は問題になっていくと思いますので、いわゆる定款をつくる段階で、きちんところらにご紹介いただくというのが1つのやり方になるのではないかと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。そのほかに何かございますでしょうか。

【西谷委員】 6ページ「事業計画」の2つ目「新権利保護方式の鍵情報の管理、更新及びデータベースの運用」に関して、これまで色々な鍵を扱ってきた経験から申し上げます。新方式では、テレビメーカー、部品メーカーなど多くの会社がライセンスを受けると思います。ライセンスを発行する際には、おそらく鍵の管理に関するルールが指示されると思いますが、過去、鍵を受け取った側の管理不十分で、情報が漏えいしたケースがありました。

物理的なカードの方式であれば、鍵の入ったカードを同梱するので、情報漏えいのリスクはむしろ少ないですが、ソフトウェアで配信する方式になると、漏洩リスクは高くなると思いますので、ライセンスを受けた側の管理基準をきちんとして頂きたい。事業3つ目に「秘密情報漏えい・不正受信機の調査」とありますが、漏えい後に調査するのは相当大

変ですから、むしろその前の管理をきちんとする方に重点を置いていただきたいと思います。

もう1点は、各委員からもご意見が出ておりますが、メーカーからすると、いつカードなしの機種を出せるかが一番の関心事になりますので、事業計画の4つ目「周知・広報」の中に、早期実現、普及という文言を入れ、時期も明確にして頂きたい。今すぐではなくてもいいですが、事業計画には時期も明記していただきたいと思います。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

【和知オブザーバー】 ソフト方式で鍵の管理が重要だということについては、我々十分認識しておりますし、また、メーカーの皆さん方からもそこについてどういう基準でということはいろいろとご指摘いただいております。

これについては、12月のこの委員会でライセンス契約の骨子案というものをお示ししておりますが、だれでも渡すということではなくて、やはり我々が大事な秘密情報を提供する際に、相手がしっかりとそれを守る、それから遵守する、何かあったときにはきちんと対応していただけるという、その確信がないと、我々としては契約をして機密情報、鍵情報を締結しないという選択肢もありますので、そこについては一連の審査で十分チェックしたいと考えております。

ただし、これがあまり厳格になりますと、参入障壁とか不公平な扱いということもありますので、その辺のバランスをとるのが一番難しいかなと考えております。

それから、周知の時期ということについては、先ほど大塚から説明しましたが、これについては我々放送事業者側だけで勝手に決めることができずに、相手方の、例えば設備改修をしていただくメーカーの皆さんとか、それからいろんな関係する皆さん方との調整事項がありますので、これについては先ほど暫定期間の約半年というところで我々も鋭意作業を行って、その一定の検討結果が出た段階、秋ごろには放送事業者に対して、スケジュールの明示ならびに設備改修をお願いしたいと考えております。

それから、メーカーの皆さん方には、スケジュール、ライセンス契約の内容、導入開始の時期についても開示していきたいと考えておりますので、そのためにも核となる法人を設立しないと、新方式推進委員会というこの任意団体では契約もできない、それから約束もできないという、非常に中途半端な組織になっておりますので、やはり核となるものを早くつくって、そこが責任をもって調達行為をする、契約行為ができるというものを早く

つくり上げたいと考えております。

【村井主査】 それでは、ほかにございますでしょうか。どうぞ。

【伊能委員】 事業計画、8ページ目に費用のところ、2つ目の四角で「システム構築に必要となる費用は別途」と書いてございますけれども、今後組織ができたからということになるかと思うんですけれども、おそらくデータベースの管理等にかかることになると思います。その前の7ページにB-CAS鍵管理センターと共用というふうに書いてありますけれども、新しい組織なので新しいシステムは当然必要なものなのですが、既にあるものとのできるだけ共用部分を増やしていただくことによって、コストを下げていくというようなことをぜひお考えいただいたほうが、転化される部分が少なくなると思いますので、そのあたりをぜひ考えていただければなと思います。

【和知オブザーバー】 我々も与えられた条件で、ご指摘のとおりできるだけ安価で使いやすいシステムにしたいと考えておりますので、その趣旨を生かしていきたいと思っています。

【村井主査】 ありがとうございます。ほかに、いかがでしょう。ご意見ございますか。

【高橋委員】 先ほど事前審査のお話がありました。この会合の事前説明を受けた際に不服審査の申し立ての手續もきちんと整理してくださいねというお話を申し上げました。ここの中では評議委員会のところに「ライセンス契約に関する不服申し立てに対する判断または決定に関する事項」というところに入れていただいておりますけれども、仕組み上の体制の中で、不服申し立てというのは明示的にだれにでもわかるようにしておくべきではないかというのが意見です。

それともう1つ、何もかも評議委員会に負わせているという感じがして仕方がございませぬ。一般的には第三者機関としての位置づけとおっしゃいましたけれども、コンプライアンス違反とかそういうものが起きた場合には、今はいち早く第三者委員会を立ち上げるということで、評議委員会ではない機関をつくるというのが世の中の常識になりつつあると思います。

日本監査役協会でも今、監査役の規定や規則の見直しを行っていますけれども、先ほど申し上げた監事が企業の監査役に相当するとすれば、その人が率先して第三者委員会を立ち上げ、自分も入っていくというふうなことが求められます。その辺の一般的なガバナンス上必要として求められることを入れて、しかもあまり大がかりでなくスリムな組織をつくるということで、規定、定款等をつくる時にご配慮いただきたいと思っています。

【村井主査】 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

【河村委員】 今、高橋さんがおっしゃったことにも関連する問題なんですけれども、不服申し立てとか、そういうところに関係するんですけれども、鍵管理をしっかりしてもらわないと困るので、提供する相手をしっかり審査するということをおっしゃいました、事前審査のことをおっしゃいましたが、ほんとうにそこは微妙な問題ではありますが、私はB-CASカードのときに何回も申し上げたことは、地デジの放送が始まって、デジタルの受信機が電気屋さんに並んだときに、アナログテレビの並んでいる風景とは全く違ったと。参入しているメーカーが驚くほど少なくて、日本の有名メーカーの地デジのテレビだけが、当初ですよ、今でこそ増えましたけれども、有名メーカーのものだけが、しかも大きくて高いものだけが並んだという風景のことを何度も違和感があったと申し上げていますが、今回もふたをあけてみたら、新方式で小さい今までB-CASカードではつくれなかったいろんなモバイルとか魅力的なものが、ここにいらっしゃるようなというか、有名な大きなメーカーのものしかないという状況がないように、その辺をしっかりしていただかなければ、これを見直そうとした意味がなくなると思うんですね。

やはり公平な競争と参入、そこが非常に技術と絡まっているので、この問題は私たちいくらチェックしたいと思ってもできない部分がございます。例えば、B-CASカードでそういうような障壁的なことがあったんじゃないかとわかったのは、私もずっと後になってから気がつきましたし、そのとき何でわかったかといいますと、ここの10ページの今後の進め方という引用の部分です。④のところに「ARIBにおいて、新方式に関する標準規格を」と書いてありますが、規格の中身は私たちには全くわかりませんが、B-CASカードのときには、この規格がパブコメでも便乗エンフォースメントと言われていましたけれども、著作権を守るためというだけのシンプルなものではなくて、もっといろいろくっついた要件が山のようにあって、それを守るのが大変難しかったと。シンプルさが足りなくて、分厚い仕様書を例えば外国のメーカーが翻訳するだけでも大変なお金がかかって、日本の地デジの放送が映るテレビをつくるのが非常に難しかったというふうに聞いております。

ですから、そういうことが起こらないように、組織の透明性ももちろんなんですけど、私たちが絶対にわからない部分、技術的な部分で、結局B-CASカードのときにそういうことが起こったと私は認識しておりますので、せっかくB-CASカードに並ぶ新方式の場合は、そのところをしっかりとさせていただきたいと思っております。

あともう1点、全然別のことなのですが、前回のときのことで、制度で法律的なこととでいろいろと補完するんだということが書類に入っていて、そのことについて私はわりと厳しく意見を申し上げた覚えがあるんですが、今回それは全くなくなってしまったんですが、あれはどうなったのでしょうか。

この方式だけで著作権が破られたときのことで、著作権法ですとか、いろいろ改正するというアイデアが書いてあったことに関して質問したということでございます。

【新井コンテンツ振興課長】 今、補完制度の話についてご質問がありました。前回、新コンテンツ権利保護委員会で、補完制度としてこういう改正が必要ではないかというようなプレゼンをしたと理解をしています。

補完制度そのものについてでございますけれども、本日お配りした資料の第6次中間答申の9ページのところでございますけれども、本来、第6次答申では、技術と契約のエンフォースメントでどこまでできるのかを明確化した上で、さらに、必要があるのであれば制度の措置を要否も含めて検討する、そういう意味での補完的制度を検討したらどうかというのが第6次中間答申であったという理解をしております。

補完制度につきましては、こちらの9ページにも書いてありますけれども、「制度エンフォースメントに対しても並行して検討を進めていくべきではないか」というようなご指摘とあわせて「制度の検討については、被害実態等を確認した時点で現行制度で対応できるか、新しい制度をつくるのかというようなプロセスではないか」というような両論で出ております。

それから、補完的制度についての状況変化と申しますと、模倣品・海賊版拡散防止条約ACTA交渉の大筋合意を受けて、アクセスコントロールまたはコピーコントロールに関する制度の見直しにつきまして、政府部内で検討していただいております。

具体的には、著作権法に関しましては文化庁の文化審議会、それから不正競争防止法につきましては経産省の産業構造審議会にてご検討いただいております。アクセスコントロールについては強化する方向で、不正競争防止法については閣議決定、著作権法については現在、国会に提出する方向で準備を進めているというような状況でございます。こういった状況変化等もございますので、こういったものも含めて、要否も含めて検討していくということになるのではないかなと考えております。

【村井主査】 なるほど。そうすると、先ほどの河村さんのご質問に関しては、補完的な法的制度の検討も必要だと前の答申に書いてあった件は、いわば順調に検討は進んでい

るといのがお答えということですか。

【新井コンテンツ振興課長】 はい。

【村井主査】 でしたら、そのように書いておいていただければよかったですね。

ご説明はそういうことだということですが、よろしいでしょうか、河村さん。

【河村委員】 今おっしゃった内容については、私もある程度承知しております。それ以上のことは想定していないということでもよろしいのでしょうかということで、それは今後の被害の実態を見てということなんですよね。

つまり、ほんとうに厳しい制度的な法律的なルールを入れるのであれば、もう一度繰り返しますけれども、前回のときに、スクランブルだの著作権保護技術なしで制度だけでやれるということも選択肢ですよというのが、ずっと以前の村井主査のもとでやった議論のときの選択肢の1つだったので、消費者から見ますと、なまじ厳しい法律改正をして非常に強く補完するぐらいであれば、このような複雑な仕組みをなしにして、ルールとして縛る、著作権法保護技術はあっていいんですが、それをエンフォースする技術をB-C-A-Sだの補完するものがなくても、ルールで決められた技術どおりに動くものをつくるという案が昔ありましたので、厳しい法改正とかをするのであれば、そもそもスクランブルエンフォースはやめたほうがいいぐらいに思っていますという意見を繰り返しておきます。

【村井主査】 ありがとうございます。どうぞ。

【椎名委員】 制度エンフォースメントという言葉が出てきたのは、おそらく、B-C-A-Sカードを挿入すると、コピー保護ルールとか全く関係なく複製ができてしまうとかいう商品がちまたに出回っていますよねみたいな話が出てきたとき、フリーオというんですか、その話でこの委員会の中でそういう話が出てきたと思うんですが、この新方式の説明を放送事業者さんから受けたときに、ソフトウェアであるというところでの脆弱性も確かにある。それを運用していく上で、足らざるところはある程度制度的な対応を考えていくというお話だったと思います。

それは今、新井課長がご説明なさったものだけなのか、それ以外を含むのかというのは、今後の実態とか、そういったことに関係してくるんだとは思いますが、権利者としてはその話がなかったのねと言われちゃうと、それは困るなど。今日はライセンス発行機関の話だから、おそらくは出てきていないとは思いますが、この説明は放送事業者さんから説明を受けた中で非常に重要な関心事項であったと記憶しておりますので、その点だけ。

【村井主査】 ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、第6次中間答申というのは基本的に、そのときに私どもがここで議論し、まとめた内容が踏襲された上で、ライセンス発行・管理機関についての議論をしていただいたということだと思いますので、今ご説明があったような視点や検討を進めていく段階で必要となる制度的なことを議論するべきであるということは答申の中に入っております。そういうことも含めてまた今後必要に応じて議論していくということになるのではないかと思います。

さて、そのほか、何かございますでしょうか。

それでは、大変貴重なご意見をいただきましたけれども、本日の目的は、ライセンス発行・管理機関ということで放送事業者を中心に検討していただいております、それに関するご説明をいただきました。そして、基本的な考え方というのは第6次中間答申及び前回の会合でお認めいただきました技術的な方針等に基づいたライセンス発行・管理機関の進め方ということだと思いますので、それについてはここでの合意事項とさせていただきます。放送事業者の方にはいろいろなご意見・ご指摘を踏まえて、ライセンス発行・管理機関の速やかな設立にむけて準備を進めていただきたいと思います。

また、新方式導入に向けたスケジュールにつきましては、放送事業者の方からは、平成23年7月から1年以内をめどにしてということで一応ご説明を伺ったわけですが、ライセンス発行・管理機関ができれば、色々なことを具体的に進めることができるというご説明もありましたし、送出設備の改修や受信機の対応スケジュールといったことが具体化することによって、さらにはっきりとした日付等々を我々と共有することができるというご説明だったと思います。

だとすれば、ライセンス発行・管理機関が設立されれば、それに関する具体的な前倒しといえますか、早期の実現を含めた計画を出していただけるのではないかと思いますので、そういった方向でこのスケジュールを決めていただきたいと思います。

ダビング10をはじめ新たな仕組みを決めていくにもタイミング、つまり送信の準備が整っていないうちに受信機を販売するわけにいかない等、両者の関係は大変重要になってくると思います。いつも具体的な日付がきちんと決まるということが大切だと我々も議論の中で理解をしておりますので、ぜひ早期実現に向けて進めていただきたいと思います。

さらに、新方式については、議論を始めたときの状況からすれば、デバイスの機能が非常に上がってきていますので、いわゆるフルセグのモバイルデバイスへの期待感というのは、マーケットとしてドラスティックに上がっているかと思っております。そうだとすると、で

きるだけ速やかにそういったことを実現するのが、色々な意味での総意であると思いますし、今日も皆さんからのご指摘はそういうところから出てこられたと思いますので、そういう意味では、今回の機関の早期の立ち上げというのが1つの大きなステップになるのではないかという期待も持ちたいと思います。

組織そのものに関しましては、先ほど高橋さんがご指摘されたような点をはじめ、いろいろとご参考になることがあると思います。やはりガバナンスとしてこういった組織がどういう社会的な強さを持っているのかというのは、特に国民に直接かかわる新しい組織づくりということになりますので、いわば大変厳しく見られる場面でもあります。同時に、そういった組織がどのようにつくられるべきかという議論は、先ほど高橋さんがご指摘されたように、我々日本社会は色々な経験値を持ってきていますので、そういうことも考慮した具体的な組織づくりもあわせて検討していただいて、それもまた先ほどご説明がありましたように、透明性を担保するためのプロセスを踏んでいただけるというご説明をいただきましたので、本委員会も含めて随時状況をご報告していただき、議論をさせていただきながら今後進めていくということが重要だと思います。委員の皆様方にもぜひその使命を今後も持っていただくということをお願いすると同時に、もちろん放送事業者関係者の方には、そういった形でのステップを踏み出すということに鋭意取り組んでいただきたいと思います。

私からは以上でございますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

【松本コンテンツ振興課課長補佐】 ありがとうございます。先ほど締めていただきました村井先生のご指摘のとおりにやりますので、今後のスケジュールにつきましては、検討の進捗に応じまして本委員会を適宜開催いたしまして、進捗状況を調査したいと思っております。具体的な日程につきましては、別途関係者のご都合を調整いたしまして、設定させていただきたいと思います。

以上でございます。

【村井主査】 それでは、本日はお忙しいところ、長時間にわたりましてありがとうございます。会議は以上でございます。どうもありがとうございました。

以上